

千葉県警察伝承官運用要綱の制定について

平成11年3月16日
例規（教）第6号
警察本部長

〔沿革〕 平成31年4月25日例規（警）第20号 令和3年9月9日例規（教）第20号
各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり定め、平成11年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本要綱の制定に伴い、千葉県警察刑事伝承官運用要綱の制定について（平成7年例規（刑）第9号）は廃止する。

別添

千葉県警察伝承官運用要綱

1 目的

この要綱は、警察を退職した者が在職中培った各部門に係る豊富な知識、技能を職員に伝承し、もって実務能力の向上を図ろうとする千葉県警察伝承官（以下「伝承官」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 伝承官の上申及び委嘱等

(1) 各部庶務担当課長は、警察を退職した者のうち、次の要件を満たすものの中から適任者を選考し、伝承官適任者推薦書（別記第1号様式）により、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。

ア 人格、識見ともに優れていること。

イ 警察実務に関し、卓越した知識、技能等を有していること。

ウ 優れた指導力と後継者の育成に熱意を有していること。

(2) 本部長は、前（1）の上申に基づき、委嘱状（別記第2号様式）を交付して伝承官の委嘱を行うものとする。

(3) 教養課長は、伝承官として委嘱された者を伝承官名簿（別記第3号様式）に登載するものとする。

(4) 伝承官の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げないものとする。

3 委嘱の解除

本部長は、伝承官がその適格性を欠くこととなったと認めるときは、委嘱を解除することができる。

4 任務

伝承官は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 警察実務に係る技術・手法の指導及び教養に関すること。

(2) その他警察実務上教訓となる事項の指導及び教養に関すること。

5 伝承官教養の実施

(1) 伝承官による教養（以下「伝承官教養」という。）を求めようとする所属長は、その時期、方法について、原則として当該伝承技能種別担当部の庶務担当課長を通じて当該伝承官に依頼するものとする。

(2) 所属長は、伝承官教養を行ったときは、その結果を伝承官教養結果報告書（別記第4号様式）により、教養課長を経由して本部長に報告するものとする。

(3) 伝承官教養の実施について、教養課長は調整を図ることができるものとする。

6 事務

伝承官の運営に関する事務は、警務部教養課において行う。

以下様式省略